図面番号1
東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）（豊橋市決定）

１・４・３号浜松湖西豊橋道路他８路線（愛知県決定）
３・４・302号山田三弥線（豊橋市決定）

縮尺　1／25,000

東三河都市計画区域
豊橋市都市計画総括図

令和六年十一月　作成

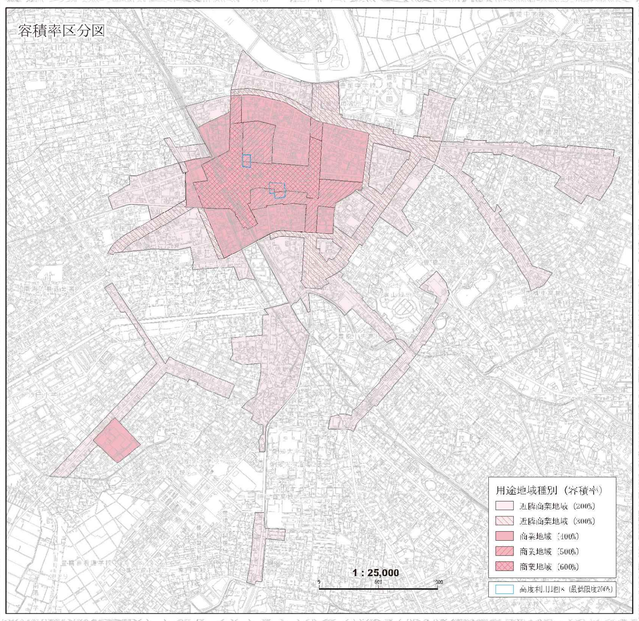

3・4・11号大岩中原線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・302号山田三弥線（市決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・1・6号名豊道路（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更
連絡路の追加

3・4・18号小松原街道線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・1・27号東三河臨海道路（県決定）
嵩上式の追加、連絡路の追加、幹線街路との立体交差箇所の変更

1・4・3号浜松湖西豊橋道路(4)

3・4・1号国道1号線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・9号磯辺下地大岩線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更、連絡路の追加
一部区間における幅員・線形の変更

1・4・3号浜松湖西豊橋道路（県決定）
新規路線の追加（約14.1km）
連絡路の新設
出入口の新設

3・2・3号豊橋鳥羽線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・32号南栄伊古部線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

嵩上式
豊橋市老津町字弥田
終点
豊橋市石巻谷町字八尻
起点
地下式

土地区画整理事業	
図面番号	地区名
①	復興
②	国道一号沿線
③	前田向山
④	柳生川沿線
⑤	牛川
⑤	東田
⑦	東部
⑧	南部
⑨	仁連木
⑩	牛川
⑪	三ノ輪
⑫	大村
⑬	大崎
⑭	大崎南部
⑮	平川
⑯	向畑
⑰	平川南部
⑱	牛川東部
⑲	岩田第一
⑳	多米
㉑	岩田第二
㉒	石巻中野
㉓	東田中郷
㉔	前田南
㉕	平川本町
㉖	飯村
㉗	福岡東部
㉘	磯辺第一
㉙	牟呂
㉚	梅藪
㉛	富士見台
㉜	牛川浪ノ上東部
㉝	前芝西部
㉞	牛川西部
㉟	火打坂川
㊱	牟呂坂津
㊲	柳生川南部
㊳	東口駅南
㊴	国道一号沿線（旧西）

決定主体	対照	
	変更前	変更後
愛知県	———	———
豊橋市	———	———

1:25,000
0　500　1,000　2,000　3,000　4,000m

本図は一般参考図ですので、詳細については縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

凡例

市街化区域	都市計画墓園		
防火地域	公共下水道区域		
準防火地域	下水道終末処理場		
① 第一種風致地区	ド水ポンプ場		
② 第二種風致地区	都市計画ごみ処理場・汚物処理場		
③ 第三種風致地区	都市計画河川		
駐車場整備地区	都市計画市場		
臨港地区	都市計画と畜場		
都市計画道路	都市計画防火の施設		
立体交差	① 土地区画整理事業 市街地再開発事業		
付属広場	地区計画		
都市計画自動車駐車場	特別用途地区 厚生施設特別用途地区		
都市計画交通広場	特別用途地区 大規模集客施設制限地区		
都市計画公園 都市計画広場	文化・運動・社会教育施設 特別用途地区		
都市計画緑地			

用途地域			
	種別	建ぺい率 %	容積率 %
1	第一種低層住居専用地域（建築物の高さの限度 10m）	60	100
1	第一種低層住居専用地域（建築物の高さの限度 10m）	30	50
2	第二種低層住居専用地域（建築物の高さの限度 10m）	60	100
3	第一種中高層住居専用地域	60	200
4	第二種中高層住居専用地域	60	200
5	第一種住居地域	60	200
6	第二種住居地域	60	200
7	準住居地域	60	200
9	近隣商業地域	80 80	200 300
10	商業地域	80 80 80	400 500 600
11	準工業地域	60	200
12	工業地域	60	200
13	工業専用地域	60	200

この地図は、東三河広域連合長の承認を得て、同連合発行の都市計画基本図を使用して作成したものである。（承認番号）６東三都（調）第1－９号

豊橋市